

小規模事業者に光を

小規模企業振興基本法成立！

ついに

平成26年6月20日、「小規模企業振興基本法（以下…小規模基本法）」が通常国会において成立し、平成26年6月27日に公布されました。

日本にある企業の99・7%にあたる約385万社が中小企業と言われており、このうち86・5%にあたる約334万社が小規模事業者です。小規模事業者とは、おおむね常時使用する従業員数が20名（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5名）以下の事業所と定義されています。

中小企業に対する法律としては、昭和38年に制定された「中小企業基本法」があり、その基本理念は「企業の成長発展」です。しかし、人口減少や後継者不足、国内外の競争の激化などといった地域経済の現状を振り返り、その担い手である小規模事業者の活力を發揮するための新たな施策体系を求める声が高まりました。その結果、「企業の成長発展」のみならず「事業の

事業継承ができる環境整備や取組への支援も行っています。

持続的発展」を基本原則とした小規模基本法が成立したのです。

小規模基本法では4つの目標を掲げています。

一つ目は、**需要を見据えた経営の促進**です。小規模事業者の強みである「お客様との顔が見える信頼関係」をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こしを目指します。また、明確なビジョンにもとづいた経営計画の策定・実施も支援していきます。

二つ目は、**新陳代謝の促進**です。女性・若者・シニアなど、多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出を目指します。あわせて円滑な

三つ目は、**地域経済に資する事業活動の推進**です。地域の魅力の掘り起し・創造・地域内外への浸透などを通じた地域のブランド化やにぎわいの創出といった地域全体の活性化を目指します。

四つ目は、**地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備**です。商工会などの支援機関が事業者の課題を自らの課題と捉え、きめ細かな対応ができる環境整備を目指します。

国の経済政策における小規模事業者の重要性は、今後ますます高まっています。地域経済の担い手として事業を持続的に発展させていくためにも、経営に関する疑問やお悩みについては、お気軽に商工会にご相談ください。

① 需要を見据えた経営の促進

② 新陳代謝の促進

③ 地域経済に資する事業活動の推進

④ 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

小規模企業振興基本法
4つの目標

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

社員・従業員・アルバイトなど、従業員を1人でも雇い入れた時は、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きを行い、労働保険料を申告・納付することが法律で義務付けられています。

労働保険の加入手続きをまだされていない事業所は、淡路市商工会（労働保険事務組合）にご連絡ください。

労働保険加入手続きについてのお問合せ
淡路市商工会（労働保険事務組合）

☎ 0799-62-3066

参考：兵庫労働局ホームページ
<http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

労働保険とは

労災保険と雇用保険を総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。従業員を1人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。
※農林水産の一部の事業は除きます

労災保険とは

従業員の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

従業員の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進したりする事業を行うための保険制度です。新たに従業員を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。